証券コード7621
2024年６月10日
（電子提供措置の開始日2024年６月３日）

株　主　各　位

東京都八王子市南浅川町3426番地
株式会社　うかい
代表取締役社長　紺　野　俊　也

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますよう、お願い申しあげます。

≪当社ウェブサイト≫
https://www.ukai.co.jp/corporate/ir/meeting.html

≪東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）≫
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※上記にアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「うかい」又はコードに「7621」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページから４ページに記載の「議決権行使のご案内」にしたがって、2024年６月26日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）　午前10時（受付開始午前９時00分）

2．場　　所　東京都八王子市旭町14番１号
京王プラザホテル八王子　５階「翔王」

3．目的事項

報告事項　第42期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

4．議決権の行使について

(1)株主様は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

(2)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3)インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。

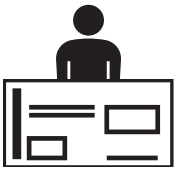
◎株主総会におけるお土産品等の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会決議の結果は、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について１ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。今後につきましては、電子提供制度の周知の状況等を総合的に勘案しながら判断してまいります。

【電子提供制度に関するお問い合わせ先】
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部　電子提供制度専用ダイヤル
電話：0120-696-505（通話料無料）／ 受付時間：午前９時～午後５時（土日祝日除く）



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

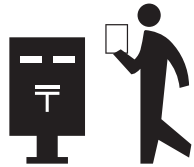


株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年６月27日(木曜日)
午前10時
(受付開始：午前９時00分)



書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年６月26日(水曜日)
午後６時30分到着分まで



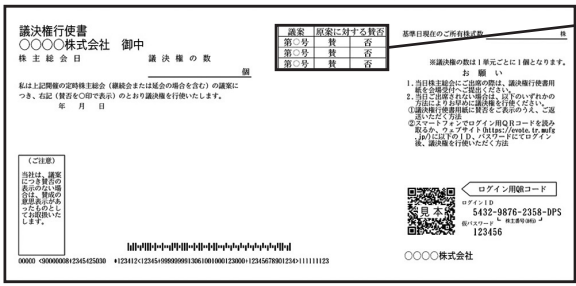
インターネットにより議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月26日(水曜日)
午後６時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３・４・５号議案

・賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
・反対する場合　≫「否」の欄に○印

第２号議案

・全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
・全員反対する場合≫「否」の欄に○印
・一部の候補者に反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

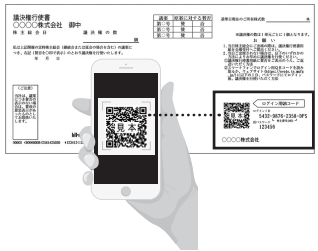
●ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインＩＤ、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のＱＲコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

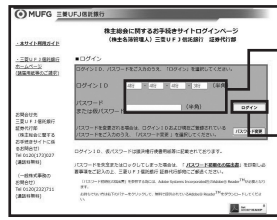


ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
●パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間　午前９時～午後９時）

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（2023年４月１日～2024年３月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種制限が解消され、社会・経済活動の正常化が進行するなかで緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れによる国内景気下押しリスクをはじめ、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響などに注意する必要がでてきており、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する外食産業においては、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが「５類」に移行したことなどが外食やインバウンドの需要回復を後押しし、人流の回復が一段と進みましたが、慢性的な人手不足に加え、資源の高騰や物価上昇、さらには人件費の高騰等の懸念事項も生じており、事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような事業環境のなか、当社は「食」に関わる企業として日本の食文化の発展に貢献できる企業を目指し、コロナ禍で落ち込んだ業績の回復を着実に進めるとともに、今後の成長力向上に向け、2025年３月期を最終年度とする中期経営方針において掲げている事業基盤の構築のために「人材力の強化」「収益基盤の強化」「財務基盤の強化」の３つの重点経営課題に対する取り組みを進めました。

このような活動の結果、当事業年度の売上高は13,326百万円（前事業年度比5.3％増）と増収になりました。利益面については、営業利益は増収効果もあって890百万円（前事業年度比16.6％増）と大幅増益となりましたが、前事業年度に計上していた営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金という一過性の収益減少による影響で経常利益は866百万円（前事業年度比1.7％増）と微増益にとどまり、当期純利益については税金費用の増加によって870百万円（前事業年度比5.2％減）と減益での着地となりました。

②　当事業年度の業績全般

	売上高 （百万円）	経常利益 （百万円）	当期純利益 （百万円）	１株当たり 当期純利益 （円）
2023年３月期	12,652	852	918	163.82
2024年３月期	13,326	866	870	155.23
成長率	5.3%	1.7%	△5.2%	△5.2%

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりになります。

〔レストラン事業部〕

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが「５類」に移行したことで外食やインバウンドの需要回復を後押しし、人流の回復が加速するなか、レストラン事業部では、それぞれのブランド・店舗の特色を活かした販促活動を実施し、来店機会創出に努めてまいりました。また、アフターコロナとなり、取り組みを加速させた最上のおもてなしの追求についても、お客様一組一組、一人一人に対してスタッフと時間を集中させることでこれまで以上に上質な料理ときめ細やかなサービスをご提供する、唯一無二のレストランであり続けるという方針のもと、2023年４月より一部店舗で定休日の拡充を図り、週休２日の店舗を大幅に拡大させたほか、コース構成、並びに価格の見直しを実施いたしました。

これらの営業活動により、来客数は前事業年度に対し微減したものの、お客様お一人当たりの単価は上昇いたしました。

以上の結果、レストラン事業部の売上高は、10,534百万円（前事業年度比6.3％増）と増収になりました。

〔物販事業部〕

物販事業部の主力部門である製菓では、『アトリエうかい髙島屋京都店』『アトリエうかい髙島屋大阪店』において、前期までのオープン景気から一転し、売り上げの伸びに一服感がみられるものの、商品力を高めてお客様満足度の向上を図るとともに、認知度の更なる向上を見据え、全国の百貨店の催事出店や卸販売、EC販売の販売強化等を積極的に行うことで安定した収益確保を図っております。

一方、新たな業態として成長促進を図る食品部門においては、おいしさと鮮度を長期間保つ瞬間冷凍技術を活用して、当社レストランの料理長を歴任したシェフたちがレストランの味をご自宅で簡単に再現できる商品を開発し、2023年６月にグランドオープンしたお取り寄せグルメのオンラインショップ「UKAI GOURMET DELI（うかいグルメデリ）」にて冷凍シリーズとして商品ラインナップを充実させ販売開始いたしました。今後も、魅力的な新商品を順次展開しながら、「うかいのグルメ」として製菓、とうふ、冷凍商品を組み合わせて催事出店をする等、プロモーション活動を強化することでブランド確立を図り成長させてまいります。

以上の結果、物販事業部の売上高は、1,733百万円（前事業年度比2.5％減）と微減収での着地となりました。

〔文化事業部〕

文化事業部では、『箱根ガラスの森』にて2023年４月22日から７月９日まで所蔵作品展「千の花咲くヴェネチアン・グラス ～きらめく初夏の庭園～」を、７月15日から2024年１月８日まで今期の企画展「ヴェネチア、プラハ、パリ 三都ガラス物語～歴史を駆け抜けた華麗なるガラスの世界～」を、１月20日から翌事業年度となる４月21日まで「2024年辰年初春企画展 マエストロの華麗な妙技―龍と生き物たちのヴェネチア

ン・グラス―」を開催し、このような企画展を柱に様々な企画や季節の移り変わりに合わせたクリスタルガラスの展示替えを行い、多くのお客様にご来館いただけるように細やかなプロモーションや旅行会社をはじめとする各企業への営業の強化を行いました。

これらの営業施策の効果に加え、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが「５類」に移行したことで旅行需要の高まりの後押しもあり、個人客とともに団体客、インバウンド客の回復が進み、来館者数は前事業年度比で大きく伸長いたしました。

以上の結果、文化事業部の売上高は、1,057百万円（前事業年度比9.3％増）と増収になりました。

（事業部別販売実績）

（単位：千円）

区分		金額	前期比	構成比
レストラン事業部	うかい鳥山	1,025,655	112.4%	7.7%
	うかい竹亭	351,269	94.8	2.6
	とうふ屋うかい 大和田店	454,282	107.9	3.4
	とうふ屋うかい 鷺沼店	548,343	104.2	4.1
	東京 芝 とうふ屋うかい	2,221,500	109.2	16.7
	銀座 kappou ukai 肉匠	242,595	113.0	1.8
	六本木 kappou ukai	299,485	113.6	2.2
	八王子うかい亭	752,192	101.9	5.6
	横浜うかい亭	1,026,628	107.0	7.7
	銀座うかい亭	1,125,520	102.5	8.4
	あざみ野うかい亭	678,173	99.0	5.1
	表参道うかい亭	861,948	109.2	6.5
	グリルうかい 丸の内店	330,452	102.4	2.5
	ル・プーレ ブラッスリーうかい	157,440	119.9	1.2
	六本木うかい亭	371,223	105.9	2.8
	その他	87,910	98.1	0.7
	小計	10,534,622	106.3	79.1
物販事業部	物販事業部	1,733,586	97.5	13.0
	小計	1,733,586	97.5	13.0
文化事業部	箱根ガラスの森	1,057,822	109.3	7.9
	小計	1,057,822	109.3	7.9
合計		13,326,031	105.3	100.0

③ 設備投資の状況

当社は、レストラン事業部・物販事業部・文化事業部のブランド価値の更なる向上と競争力強化を図るため、計画的に設備投資を実施し、各店の設備の改善・充実をしております。

当事業年度の設備投資額は、総額216百万円でありました。その主要なものは、既存店に対する老朽設備の更新等であります。

重要な設備の売却はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第39期 (2021年３月期)	第40期 (2022年３月期)	第41期 (2023年３月期)	第42期 (2024年３月期)
売上高（千円）	8,575,073	9,815,023	12,652,433	13,326,031
経常利益又は経常損失(△)（千円）	△1,157,989	△477,703	852,697	866,810
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	△1,677,351	△869,298	918,253	870,078
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	△320.43	△165.81	163.82	155.23
総資産（千円）	10,240,387	10,981,056	11,256,451	10,760,484
純資産（千円）	2,862,564	2,984,500	3,900,051	4,699,767
１株当たり純資産額（円）	542.39	532.23	695.57	838.26

(注) 1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

① 経営方針

当社は企業理念として、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切にし、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を掲げております。ステークホルダーの皆様を大切にし、そして大切にされる企業になることこそ100年続く企業への道筋であると考え、全従業員がこの理念を共通の指針として行動し、当社の事業活動を通して多くの方に喜び、感動、豊かさ、絆、和みなどをご提供することで社会に貢献することを第一義に、魅力ある企業をつくりあげてまいります。

② 経営環境

2020年から３年超、わが国の経済は新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境が続きましたが、2023年5月に同感染症の法的位置づけが「５類」へ移行し各種制限が解消されたことを契機に、以降は社会・経済活動の正常化が進行するなかで緩やかな回復基調が続いております。実際に当社においても前事業年度に続き当事業年度も増収で着地し、着実にコロナ以前の水準に戻ってきております。

今後については、この回復基調が続くことが期待されますが、一方でコロナ禍の経験が我々の生活に大きな変化をもたらしており、食に対する人々のニーズの多様化も進行しております。この先、この変化は常態化していくことが想定され、当社もお客様や社会ニーズの変化への柔軟な対応が求められて行くと思われます。さらには、地政学リスクに端を発した原油・原材料価格の高騰や業界全体の慢性的な人材不足、消費者の安全・安心への関心の高まり等、企業経営に大きな影響を与えかねない課題も山積しており、経営環境は厳しい状況が続くものと思われます。

③ 中期経営戦略と対処すべき課題

当社は、既存事業の安定した収益基盤のもとで新規事業を創出、発展させていくという方針を掲げており、「食」に関わる企業として日本の食文化の発展に貢献できる、収益性と成長性を兼ね備えた企業を目指しております。その実現のためにも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた当社事業を回復軌道に乗せたうえで、その後の成長戦略に繋げていくための取り組みを推し進めることは喫緊の課題であります。

また、人材の確保・育成も重要課題となっております。当社は、コロナ前まで「商圏1万キロ」をスローガンに掲げて事業の成長促進を図っており、この10年でレストランを国内に４店舗、海外に２店舗、洋菓子店を６店舗(*1)出店しております。この結果、当社ブランドの認知度は格段に広がり、収益力も向上しました。一方で、人材育成のスピードと成長スピードのバランスにずれがみられるようになっており、この状況が続くと１店舗あたりの人員数の減少と中核人材の希薄化が当社の成長の妨げとなる可能性があります。当社店舗のブラ

ンドの支柱は、人の温もりが感じられる「おもてなし」にあり、同業他社と比較しても人が担う割合は大きく、アフターコロナ後の成長戦略を見据えた時には、企業風土にあった人材を確保し、そしてその人材の定着と能力の底上げを行うことも重要な課題であると考えます。

そこで、当社は2023年３月期からの３年間を「収益力、成長力向上に向けた事業基盤の構築期」と定め、「人材力の強化」「収益基盤の強化」「財務基盤の強化」の３つの重点課題に取り組んでおり、最終年度となる2025年3月期は、大きな方向性を変えることなく、足元の経営基盤を着実に固めることに注力するとともに、次のステージに向け、企業価値の向上に資する中期経営計画の策定と、その計画を実行可能にする体制基盤の確立を同時に推し進めてまいります。

(*1) 洋菓子店６店舗のうち『アトリエうかい 阪急うめだ本店』は、2022年３月31日をもって契約満了により閉店いたしました。

＜具体的な取り組み＞

(人材力の強化)

- 定期採用と中途採用を組み合わせた積極的な人材の確保
- 個々のレベルに合わせた教育・研修の実施と現場のOJTによる機動的且つ柔軟な発想力を兼ね備えた人材の育成
- 海外派遣やイベント・企画への積極的登用等、学びの機会創出による能力の底上げ
- 従業員一人ひとりが未来のビジョンを描ける評価制度の再構築
- 働きやすい職場環境の維持改善

(収益基盤の強化)

- QSCH（クオリティ・サービス・清潔さ・ホスピタリティ）の研鑽による高付加価値化の実現と適正価格の見直し
- 快適な空間提供のための既存設備の更新
- コスト最適化
- ブランドポートフォリオの再構築
- 収益貢献の高い新たな事業の創出

(財務基盤の強化)

- 収益基盤の強化による安定した利益の確保
- 急激な資金需要や不測の事態に備えた手元流動性の確保策の立案・実行
- 財務基盤強化に資する資金調達手段の検討

④　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、目標とする経営指標に自己資本利益率（ROE)、売上高営業利益率、売上高成長率を設定し、効率的な経営に努めてまいります。今後も国内外食業界の動向を勘案し、業界

平均を上回る成長及び収益性の実現とその改善に向けた成長性・収益性の強化、資産の効率的活用に努めてまいります。

今後とも、株主の皆様のご期待に応えられるよう努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

① レストラン事業部
飲食店の経営
② 物販事業部
物販商品の開発・製造及び販売
③ 文化事業部
文化事業（美術館）の運営

(6) 主要な営業所及び工場（2024年３月31日現在）

本社	東京都八王子市
うかい鳥山	東京都八王子市
うかい竹亭	東京都八王子市
とうふ屋うかい 大和田店	東京都八王子市
とうふ屋うかい 鷺沼店	神奈川県川崎市宮前区
東京 芝 とうふ屋うかい	東京都港区芝公園
銀座 kappou ukai 肉匠	東京都中央区銀座
六本木 kappou ukai	東京都港区六本木
八王子うかい亭	東京都八王子市
横浜うかい亭	神奈川県大和市
銀座うかい亭	東京都中央区銀座
あざみ野うかい亭	神奈川県横浜市青葉区
表参道うかい亭	東京都渋谷区神宮前
グリルうかい 丸の内店	東京都千代田区丸の内
ル･プーレ ブラッスリーうかい	東京都千代田区大手町
六本木うかい亭	東京都港区六本木
アトリエうかい たまプラーザ	神奈川県横浜市青葉区
アトリエうかい エキュート品川	東京都港区高輪
アトリエうかい トリエ京王調布	東京都調布市
アトリエうかい 髙島屋京都店	京都府京都市下京区
アトリエうかい 髙島屋大阪店	大阪府大阪市中央区
アトリエうかい 八王子工房	東京都八王子市
箱根ガラスの森	神奈川県足柄下郡箱根町

(7) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

当社の使用人の状況

事業区分	使用人数
レストラン事業部	451（177）名
物販事業部	84（ 57）名
文化事業部	54（ 14）名
全社（共通）	49（ 4）名
合計	638（252）名

（注）1. 使用人数は就業員数（他社からの出向者2名を除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
638（252）名	37.0歳	8.1年

（注）使用人数は就業員数（他社からの出向者２名を除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	480,750
株式会社商工組合中央金庫	480,000
株式会社みずほ銀行	441,790
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	383,955
株式会社群馬銀行	177,600

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　18,240,000株

② 発行済株式の総数　5,606,540株

③ 株主数　4,426名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
一般社団法人鵜飼家持株会	1,362	24.29
京王電鉄株式会社	769	13.72
キッコーマン株式会社	498	8.89
株式会社青山財産ネットワークス	200	3.56
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100	1.78
株式会社群馬銀行	72	1.28
多摩信用金庫	70	1.26
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	40	0.71
エノテカ株式会社	30	0.53
日本生命保険相互会社	28	0.51

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式1,443株を保有しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2024年３月31日現在)

発行決議日	2007年６月28日
新株予約権の数	7個
目的となる株式の数	700株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個当たり　100円 (１株当たり　1円)
権利行使期間	2007年７月23日から 2037年７月19日まで
行使の条件	①新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただしこの場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
役員（取締役）の保有状況	１名（7個）

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	紺野　俊也	
取締役	峰尾　亨	専務執行役員　文化事業部担当 兼 渉外担当
取締役	松崎城康	常務執行役員　統括本部長
取締役	渡辺登美男	執行役員　物販事業部長 兼 食品開発・製造部担当
取締役	笹野雄一郎	執行役員　レストラン事業部長
取締役	齋藤寿美子	執行役員　特命担当 兼 情報システム室長
取締役	永田正	ウエルシアホールディングス株式会社　社外取締役 京王電鉄株式会社　相談役
取締役	荒ヶ田和也	
常勤監査役	佐藤喜彦	
監査役	三上安雄	弁護士 ひかり協同法律事務所代表パートナー
監査役	新田誠	公認会計士及び税理士 新田誠公認会計士事務所代表

（注）1. 2023年6月23日開催の第41回定時株主総会において、荒ヶ田和也氏が取締役に、また新田誠氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役永田正氏及び荒ヶ田和也氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役佐藤喜彦氏、監査役三上安雄氏及び新田誠氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役佐藤喜彦氏は、他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役新田誠氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異　動　日
齋藤寿美子	取締役　執行役員 特命担当 兼 情報システム室長	取締役　執行役員 経営企画室長	2023年７月１日

7. 2024年４月１日に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異　動　日
峰尾　亨	専務取締役 文化事業部担当 兼 渉外担当	取締役　専務執行役員 文化事業部担当 兼 渉外担当	2024年４月１日
松崎城康	常務取締役　統括本部長	取締役　常務執行役員 統括本部長	2024年４月１日
笹野雄一郎	常務取締役　事業本部長	取締役　執行役員 レストラン事業部長	2024年４月１日
渡辺登美男	取締役	取締役　執行役員 物販事業部長 兼 食品開発・製造部担当	2024年４月１日

氏　　名	新	旧	異　動　日
齋　藤　寿美子	取締役 特命担当 兼 情報システム室長	取締役　執行役員 特命担当 兼 情報システム室長	2024年４月１日

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退　任　日
取　締　役	吉　田　光　男		2023年６月23日
監　査　役	西　牧　良　悦	税理士 株式会社昭和システムエンジニアリング 社外監査役	2023年6月23日

（注）取締役吉田光男氏及び監査役西牧良悦氏は、2023年6月23日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

③ 独立役員に関する事項

当社は、取締役永田正氏、荒ヶ田和也氏、常勤監査役佐藤喜彦氏、監査役三上安雄氏及び新田誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、全ての取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされております。ただし故意又は重過失に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）に該当します。

⑥　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針として、2024年５月17日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

社内取締役の報酬等は、役位、職務、職責、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。社外取締役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、原則、月例の固定報酬のみとしております。また、取締役の報酬等の内容の決定方法は、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。

監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、監査役会において報酬限度額内の範囲内で個人配分を決議しております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年２月22日開催の臨時株主総会において年額３億80百万円以内（ただし使用人給与は含まない。当該定めに係る取締役の員数10名）と決議されております。

監査役の金銭報酬の額は、1991年10月５日開催の第９回定時株主総会において年額25百万円以内（当該定めに係る監査役の員数２名）と決議しております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会において役員報酬の総額を決議し、また代表取締役社長に個人別の報酬等の内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長である紺野俊也が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう役員報酬の総額の決議、報酬支給額の確認及び助言を行い、代表取締役社長はそれらを受け、取締役の個人別の報酬額の決定を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、今後も決定手続き等に関して透明性のある当社にあった役員報酬制度となるよう、引き続き検討していく所存です。

ニ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	127,027 (6,405)	127,027 (6,405)	―	―	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14,020 (14,020)	14,020 (14,020)	―	―	4 (4)
合計 (うち社外役員)	141,047 (20,425)	141,047 (20,425)	―	―	13 (7)

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2006年２月22日開催の臨時株主総会において年額３億80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長の紺野俊也が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2023年６月23日開催の第41回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役１名をそれぞれ含んでおります。
3. 当事業年度末現在の人数は、取締役８名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。

ホ．業績連動報酬に関する事項

当社は、業績連動報酬の支給をしておりません。

ヘ．非金銭報酬の内容

当社は、非金銭報酬の支給をしておりません。

⑦　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏　　名	兼職先	兼職内容	担当及び重要な兼職の状況
取締役	永田　正	京王電鉄株式会社	相談役	当社の主要株主であり、取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。
		ウエルシアホールディングス株式会社	社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
監査役	三上安雄	ひかり協同法律事務所	代表パートナー	当社との間に特別の関係はありません。
監査役	新田　誠	新田誠公認会計士事務所	代表	当社との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	当社での主な活動状況
社外取締役	永田　正	当事業年度において開催された取締役会８回中７回に出席いたしました。長年にわたり経営の第一線に携わっており、企業経営者としての豊富な業務経験と会社経営全般に関する幅広い知見を活かし、出席した取締役会において、付議案件の審議や当社企業価値の向上に資する発言を適宜行っています。
社外取締役	荒ヶ田　和也	2023年６月23日就任以降開催された取締役会５回中５回に出席いたしました。他社で長年にわたり要職を歴任されており、これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を活かし、出席した取締役会において、付議案件の審議や当社企業価値の向上に資する発言を適宜行っています。
社外監査役	佐藤　喜彦	当事業年度において開催された取締役会８回中８回に出席し、監査役会９回中９回に出席いたしました。他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験から経営管理の専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	三上　安雄	当事業年度において開催された取締役会８回中８回に出席し、監査役会９回中９回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	新田　誠	2023年６月23日就任以降開催された取締役会５回中５回に出席し、監査役会６回中６回に出席いたしました。公認会計士及び税理士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月１日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,320千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,320千円

(注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、現在８名（社外取締役２名を含む）で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時取締役会は四半期に１度、年度末及び株主総会後に開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催する。

・取締役会は、経営方針を踏まえた中長期経営計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、予算管理規程に基づき策定した本社及び事業所等の年度計画、業績管理についての監督を実施する。また、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。

・経営会議は、毎月１回開催する。ただし、必要がある場合は、随時開催するものとし、取締役会の定める経営方針に基づいて、取締役社長が業務を執行するにあたり、経営に関する重要事項を協議する。

付議及び協議事項は、次のとおりとする。

1 取締役会の招集及び提出議案に関する事項
2 取締役会で決定された経営方針に基づく全般的執行方針に関する事項
3 経営管理全般の統制に関する事項
4 毎期の予算の決定及び修正に関する事項
5 重要な開発、研究に関する事項
6 職制ないし機構の新設、変更に関する事項
7 重要な規程の制定、改廃に関する事項
8 取締役会で決定された基本方針に従って行う個別的執行方針に関する事項
9 前各号のほか、会社全般に影響を及ぼす重要事項で、経営会議において必要と認めた事項

・執行幹部会議は、原則として年４回開催するものとし、その他必要に応じて開催する場合がある。取締役会、経営会議で決議、審議された執行に関する事項を推進するため、協議を行い、執行役員、事業所統括者、室（部）長は、執行幹部会議で協議された内容を各事業所に推進する。また、全事業所会議は、原則として年２回開催するものとし、その他必要に応じて開催する場合がある。経営者からの発信及び事業所の運営に即した内容についての議論を行う。

・組織規程、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を構築し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。

・内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
・文書管理規程、機密管理規程、個人情報保護規程及び顧客情報取扱規程を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にし、適切かつ厳重に管理する。
・基幹システムをはじめとするIT（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。
・情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
・経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会で審議し、リスクへの対策を講じる。
・業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として経営リスク分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災リスク分科会、環境リスク分科会、品質管理分科会、情報システム分科会、雇用・人事リスク分科会の８つの分科会を設置する。各分科会で審議しリスク管理委員会副委員長が統括することにより、リスクの早期発見・特定と予防及び抑制を図る。また危機が発生した場合のリスクマネジメント体制は各細則（災害対策マニュアル、危機管理マニュアル他）に従い実施する。
・各事業所においては、リスク管理委員会及び分科会で検討されたリスクマネジメントに関する事項の周知徹底を図り、取り組みを推進・実行する。また、担当事業におけるリスクの把握に努め、発生したリスクの低減、再発防止に取り組む。
・内部監査室は、リスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

④　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。

・リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。

・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。

・内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととする。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

・当該使用人の人事異動及び人事評価においては、監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図ることとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。

・監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。

・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

⑧　監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けた時は、監査役の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための執行幹部会議等の重要会議に出席する。
・監査役は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
・2023年４月に企業会計審議会にて公表された改訂「内部統制基準・実施基準」を受け、第一義的な「財務報告の信頼性」に加え、組織内及び組織外部へのサステナビリティ等の非財務情報を含む報告の信頼性確保にも留意する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

・経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、報告の信頼性を確保する。
・仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。
・反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。当社の取締役会は、当事業年度において８回開催され取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。その他監査役会は９回、全社管理職会議は２回、他に課題別の個別会議が複数回開催されました。また、衛生委員会は11回実施されました。また、執行幹部会議は2024年２月に制定され、次年度から開催されます。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を９回開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席し取締役及び使用人と対話を行い、また、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、日常的な対話により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、管理部、経営企画室、内部監査室、人事企画室、品質管理室の各管理職と個別に会議を行い、会社内の課題について意見交換を行いました。

内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況、事業活動の効率性及び有効性について内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価」を実施しました。

当社の内部通報制度である「ホットライン」については、人事企画室から全従業員に対し継続して周知しています。さらに、内部監査室にて整備状況、運用状況の有効性について評価を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。また、取締役会において、代表取締役から内部監査の報告を行っています。

（6）会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,290,259**	**流動負債**	**2,958,513**
現金及び預金	1,817,367	買掛金	309,028
売掛金	766,982	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	183,834	1年内返済予定の長期借入金	229,420
仕掛品	19,062	リース債務	8,947
原材料及び貯蔵品	349,785	未払金	291,574
前払費用	103,197	未払費用	333,901
その他	50,091	未払法人税等	17,177
貸倒引当金	△62	未払消費税等	114,389
固定資産	**7,470,225**	契約負債	155,622
有形固定資産	**5,599,509**	預り金	87,452
建物	1,971,128	賞与引当金	116,258
構築物	117,147	短期預り保証金	294,740
車両運搬具	0	**固定負債**	**3,102,203**
器具及び備品	223,498	長期借入金	1,734,675
土地	2,187,591	リース債務	848
リース資産	3,506	退職給付引当金	1,148,284
美術骨董品	1,096,635	資産除去債務	218,395
無形固定資産	**64,796**	**負債合計**	**6,060,717**
借地権	6,793	**純資産の部**	
ソフトウエア	48,354	**株主資本**	**4,672,705**
電話加入権	3,123	**資本金**	**100,000**
リース資産	6,524	**資本剰余金**	**2,871,861**
投資その他の資産	**1,805,919**	資本準備金	2,353,137
投資有価証券	114,439	その他資本剰余金	518,723
出資金	150	**利益剰余金**	**1,704,253**
長期前払費用	5,412	その他利益剰余金	1,704,253
繰延税金資産	598,993	繰越利益剰余金	1,704,253
敷金及び保証金	1,076,928	**自己株式**	**△3,409**
その他	9,994	**評価・換算差額等**	**25,827**
		その他有価証券評価差額金	25,827
		新株予約権	**1,234**
		純資産合計	**4,699,767**
資産合計	**10,760,484**	**負債及び純資産合計**	**10,760,484**

損 益 計 算 書

（2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,326,031**
売上原価		**5,892,848**
売上総利益		**7,433,182**
販売費及び一般管理費		**6,542,983**
営業利益		**890,199**
営業外収益		
受取利息	5,043	
受取保険金	9,358	
その他	23,412	**37,814**
営業外費用		
支払利息	40,278	
その他	20,924	**61,202**
経常利益		**866,810**
特別損失		
固定資産除却損	17,800	
減損損失	174	**17,974**
税引前当期純利益		**848,836**
法人税、住民税及び事業税	17,177	
法人税等調整額	△38,420	**△21,242**
当期純利益		**870,078**

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年４月１日残高	**100,000**	**2,353,137**	**518,723**	**2,871,861**	**918,253**	**918,253**
当期変動額						
剰余金の配当					△84,078	△84,078
当期純利益					870,078	870,078
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**786,000**	**786,000**
2024年３月31日残高	**100,000**	**2,353,137**	**518,723**	**2,871,861**	**1,704,253**	**1,704,253**

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年４月１日残高	**△2,938**	**3,887,176**	**11,640**	**11,640**	**1,234**	**3,900,051**
当期変動額						
剰余金の配当		△84,078				△84,078
当期純利益		870,078				870,078
自己株式の取得	△470	△470				△470
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14,186	14,186		14,186
当期変動額合計	**△470**	**785,529**	**14,186**	**14,186**	**－**	**799,716**
2024年３月31日残高	**△3,409**	**4,672,705**	**25,827**	**25,827**	**1,234**	**4,699,767**

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

・レストラン事業部及び物販事業部

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・文化事業部

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②仕掛品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

・本社、レストラン事業部及び物販事業部

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

・文化事業部

定額法

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

①借地権

存続期間を償却年数とする定額法

②自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用
定額法

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生時に費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準
(1) 飲食、商品販売、美術館入館料に係る収益
当社は、飲食店の経営、物販商品の製造販売、及び文化事業（美術館）の運営を主な事業としております。これらの収益は、飲食、入館等のサービスを提供した時点及び商品を顧客に引き渡した時点において顧客に支配が移転し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、概ね２ヶ月以内に受領しております。
(2) 商品券に係る収益
当社の各店舗で利用可能な商品券を顧客に販売した時点において履行義務として識別し、顧客が商品券を使用した時点で収益を認識しております。
(3) その他
顧客からの飲食代金等の事前入金された時点において履行義務として識別し、当該飲食等のサービスを提供した時点及び商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

【表示方法の変更】

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」（前事業年度183千円）については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしました。

【会計上の見積りに関する注記】

1．固定資産の減損

(1)当事業年度に計上した金額

有形固定資産	5,599,509千円
無形固定資産	64,796千円
減損損失	174千円

(2)その他見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値により測定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、取締役会で承認された３年間の事業計画を基礎とし、４年目以降は３年目と概ね同水準としております。

使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額を零としております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗ごとの規模や立地環境での過年度における実績を踏まえた事業計画を基礎としております。事業計画の考え方については以下のとおりとなります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2023年５月８日に５類相当の位置づけになって以降、社会・経済活動は正常化したものと考えております。したがって、翌事業年度以降の事業計画においては、同感染症の影響を想定せず、策定しております。

レストラン事業部の売上高については、当事業年度中に同感染症による影響からほぼ脱し、社会・経済活動は正常化したと考えております。したがって、翌事業年度以降の来客数及び客単価は、当事業年度とほぼ同等に推移すると見込んでおります。

物販事業部の売上高については、ＥＣ販売、催事出店等を継続的に実施し、翌事業年度以降も安定的に推移するものと見込んでおります。

文化事業部の売上高については、レストラン事業部同様、当事業年度中に同感染症による影響からほぼ脱し、社会・経済活動は正常化したと考えております。したがって、翌事業年度以降の来客数及び客単価は、当事業年度とほぼ同等に推移すると見込んでおります。

人件費全般については、人材力の強化に向けた人員数の増加、確保及び賃金の上昇を鑑み、当事業年度に対し増加し、経費全般についても、水道光熱費（主に電気料金）及び販売促進費の増加等を見込んでおり、当事業年度に対し増加を見込んだ仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、業績に影響がある場合には、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度に計上した金額

繰延税金資産　598,993千円

(2)その他見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、３年間の事業計画等から予測される将来課税所得を考慮しております。

また、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性については、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)の企業の分類に基づき、該当する分類に応じて回収可能性が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、過去の実績と外部環境を反映して作成され、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。

事業計画に基づき当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定については、前頁の１固定資産の減損(2)その他見積りの内容に関する情報に記載した仮定と同様になります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに使用した条件や仮定に変更が生じ、減少した場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴い法人税等調整額が計上される可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額　11,575,392千円

2. 当座貸越契約

当社は、安定的かつ効率的な資金調達を行うため、取引金融機関10行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,500,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引未実行残高	1,500,000千円

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
1店舗	器具及び備品	東京都

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本単位とし、資産のグルーピングを行い減損の兆候の判定を行っております。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度の割引前キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積りは、【会計上の見積りに関する注記】に記載した仮定を加味した予測数値により実施しております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、収益性の低下により投資額の回収が見込めない資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に174千円計上しております。その内訳は器具及び備品174千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額を零としております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,606,540株	一株	一株	5,606,540株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,320株	123株	一株	1,443株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加123株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

2023年６月23日開催の第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　84,078千円
・１株当たり配当額　15円
・基準日　　2023年３月31日
・効力発生日　　2023年６月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるものは、定時株主総会において次のとおり付議いたします。

2024年６月27日開催予定の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　95,286千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　17円
・基準日　　2024年３月31日
・効力発生日　　2024年６月28日

（注）１株当たりの配当額には、創業60周年記念配当２円が含まれております。

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
2007年新株予約権	普通株式	700株	一株	一株	700株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
賞与引当金	40,214
退職給付引当金	397,192
新株予約権	427
借地権	18,577
税務上の繰越欠損金	100,455
減損損失	280,265
資産除去債務	75,543
その他	47,106
繰延税金資産小計	959,779
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△321,356
評価性引当額小計	△321,356
繰延税金資産合計	638,423
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,060
資産除去債務に対応する除去費用	△19,370
繰延税金負債合計	△39,430
繰延税金資産純額	598,993

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、新規出店や既存店舗の改装等の設備投資計画及び安定した手元資金を確保するための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で13年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、預り保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	114,439	114,439	―
(2) 敷金及び保証金	1,076,928	969,600	△107,328
資産計	1,191,368	1,084,040	△107,328
(1) 長期借入金(※1)	1,964,095	1,949,803	△14,291
負債計	1,964,095	1,949,803	△14,291

(※1) 流動負債に含まれている長期借入金を含めております。
(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

これらについては「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他の有価証券				
株式	114,439	―	―	114,439
資産計	114,439	―	―	114,439

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	―	969,600	―	969,600
資産計	―	969,600	―	969,600
長期借入金	―	1,949,803	―	1,949,803
負債計	―	1,949,803	―	1,949,803

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類

(単位：千円)

	報告セグメント			合　計
	レストラン事業部	物販事業部	文化事業部	
飲食収入	10,324,164	―	197,876	10,522,041
商品売上高	210,457	1,733,586	372,894	2,316,938
入場料等収入	―	―	487,051	487,051
顧客との契約から生じる収益	10,534,622	1,733,586	1,057,822	13,326,031
その他の収益	―	―	―	―
外部顧客への売上高	10,534,622	1,733,586	1,057,822	13,326,031

店舗別区分

(単位：千円)

	報告セグメント			合　計
	レストラン事業部	物販事業部	文化事業部	
うかい鳥山	1,025,655	―	―	1,025,655
うかい竹亭	351,269	―	―	351,269
とうふ屋うかい大和田店	454,282	―	―	454,282
とうふ屋うかい鷺沼店	548,343	―	―	548,343
東京芝とうふ屋うかい	2,221,500	―	―	2,221,500
銀座 kappou ukai 肉匠	242,595	―	―	242,595
六本木 kappou ukai	299,485	―	―	299,485
八王子うかい亭	752,192	―	―	752,192
横浜うかい亭	1,026,628	―	―	1,026,628
銀座うかい亭	1,125,520	―	―	1,125,520
あざみ野うかい亭	678,173	―	―	678,173
表参道うかい亭	861,948	―	―	861,948
グリルうかい丸の内店	330,452	―	―	330,452
ル・プーレ ブラッスリーうかい	157,440	―	―	157,440
六本木うかい亭	371,223	―	―	371,223
その他	87,910	―	―	87,910
物販事業	―	1,733,586	―	1,733,586
箱根ガラスの森	―	―	1,057,822	1,057,822
顧客との契約から生じる収益	10,534,622	1,733,586	1,057,822	13,326,031
その他の収益	―	―	―	―
外部顧客への売上高	10,534,622	1,733,586	1,057,822	13,326,031

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	725,257
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	766,982
契約負債（期首残高）	147,109
契約負債（期末残高）	155,622

(注) 顧客との契約から生じた債権には、顧客が支払方法としてクレジット会社等の第三者による支払を選択した場合の債権額である未収入金を含めております。

契約負債は、顧客に商品券を販売及び顧客から飲食代金等の事前入金により受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、当社が発行した商品券及び飲食代金の事前入金の残存履行義務に配分した取引価格の総額は155,622千円であり、今後10年の間で収益の認識が見込まれます。

【１株当たり情報に関する注記】

1. １株当たり純資産額　838円26銭
2. １株当たり当期純利益　155円23銭

【その他の注記事項】

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
   店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
   使用見込期間を当該契約期間に応じて、7年から40年と見積り、割引率は0.1％から2.3％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	215,555千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	ー千円
時の経過による調整額	2,840千円
期末残高	218,395千円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月24日

株 式 会 社 う か い
取 締 役 会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 橋　佳 之
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　櫻 井　良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社うかいの2023年４月１日から2024年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

株式会社 うかい 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤喜彦 ㊞

監査役（社外監査役） 三上安雄 ㊞

監査役（社外監査役） 新田誠 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、中長期的な配当の継続と財務基盤の健全性の確保とのバランスを勘案し、株主の皆様へ適正に利益還元することを基本方針としております。

第42期の期末配当につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保の水準や財務基盤の強化等を総合的に勘案し、当社普通株式１株につきまして普通配当を15円とし、これに創業60周年記念配当２円を加えて合計17円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金17円（うち、普通配当15円、創業60周年記念配当２円）
　　配当金総額　95,286,649円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2024年６月28日

第２号議案　取締役７名選任の件

現任の取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	紺野（こんの）　俊也（としや） （1964年６月27日生）	1988年11月　レストランパンタグリュエル入社 1991年３月　当社入社 1993年11月　当社横浜うかい亭副料理長 1996年９月　当社横浜うかい亭料理長 2003年３月　当社洋食事業部総料理長 2006年３月　当社執行役員洋食事業部総料理長 2006年７月　当社執行役員洋食事業部副部長 2008年３月　当社執行役員洋食事業部長 2008年６月　当社取締役洋食事業部長 2009年12月　当社取締役洋食事業部長兼営業推進室長 2011年２月　当社常務取締役営業本部長 2012年５月　当社常務取締役営業本部長兼海外戦略室長 2012年11月　当社常務取締役営業本部長 2014年５月　当社常務取締役営業本部長兼営業戦略室長 2014年11月　当社常務取締役営業本部長 2016年２月　当社専務取締役営業本部長 2017年３月　当社専務取締役事業本部長兼経営企画室担当 2020年６月　当社代表取締役専務事業本部長兼経営企画室担当 2021年６月　当社代表取締役社長（現任）	2,800株
	（取締役候補者とした理由） 入社以来、飲食事業に従事し、洋食事業部総料理長、洋食事業部長、事業本部長兼経営企画室担当等の要職を歴任し、2021年６月から代表取締役社長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と企業経営全般に関する知見を活かし、強いリーダーシップをもって当社を牽引しており、会社の持続的な成長と企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	峰尾（みねお） 亨（とおる） （1956年5月17日生）	1976年６月　㈱うかい鳥山（現:当社）入社 1996年５月　当社八王子うかい亭店長 2002年６月　当社河口湖オルゴールの森館長 2003年９月　当社銀座うかい亭店長 2005年６月　当社洋食事業統括部長 2005年11月　当社執行役員洋食事業部長 2006年２月　当社取締役 2006年３月　当社常務取締役 2008年３月　当社常務取締役営業推進室長 2009年12月　当社常務取締役経営企画室長 2010年５月　㈱河口湖うかい取締役 2012年11月　当社常務取締役 2014年５月　当社常務取締役管理本部長 2018年２月　当社常務取締役管理本部長兼文化事業部担当 2021年６月　当社常務取締役執行役員管理本部長 2021年10月　当社常務取締役執行役員管理本部長兼文化事業部長 2022年６月　当社取締役専務執行役員文化事業部担当兼渉外担当 2024年４月　当社専務取締役文化事業部担当兼渉外担当（現任）	3,680株
	（取締役候補者とした理由） 入社以来、飲食店舗、美術館運営及び経営管理業務に従事し、店長、館長、洋食事業部長、管理本部長兼文化事業部長等を経て、2024年４月からは専務取締役文化事業部担当兼渉外担当を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の経営基盤の強化と更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	松崎（まつざき）　城康（しろやす） （1970年12月28日生）	1995年４月 日本水産観光㈱入社 1996年８月 ㈱バーニーズジャパン入社 2000年２月 当社入社 2004年５月 当社横浜うかい亭店長 2005年10月 当社あざみ野うかい亭店長 2009年12月 当社洋食副事業部長兼あざみ野うかい亭店長 2011年２月 当社執行役員営業推進室長 2012年９月 当社執行役員和食事業部長 2016年２月 当社執行役員和食事業部長兼営業推進室長 2017年３月 当社執行役員企画推進部長兼営業推進室長 2019年５月 当社執行役員企画推進部長 2020年６月 当社取締役企画推進部長 2021年６月 当社取締役執行役員企画推進部長 2022年６月 当社取締役常務執行役員統括本部長 2024年４月 当社常務取締役統括本部長（現任）	2,000株
	（取締役候補者とした理由） 入社以来、飲食店舗運営及び企画業務に従事し、店長、洋食副事業部長、営業推進室長、和食事業部長、企画推進部長等を経て、2024年４月からは常務取締役統括本部長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	笹野（ささの） 雄一郎（ゆういちろう） （1971年1月12日生）	1992年４月　菱栄観光開発㈱入社 2000年３月　当社入社 2003年10月　当社ウカイリゾート料理長 2007年２月　当社銀座うかい亭料理長 2011年３月　当社銀座うかい亭総料理長 2013年10月　当社洋食事業部総料理長 2016年２月　当社執行役員洋食事業部総料理長 2018年８月　当社執行役員総料理長兼海外戦略室長 2020年４月　当社執行役員飲食事業部長 2020年６月　当社取締役飲食事業部長 2021年６月　当社取締役執行役員飲食事業部長 2022年６月　当社取締役執行役員レストラン事業部長 2024年４月　当社常務取締役事業本部長（現任）	1,000株
	（取締役候補者とした理由） 入社以来、飲食店舗運営の業務に従事し、料理長、洋食事業部総料理長、海外戦略室長、レストラン事業部長等を経て、2024年４月からは常務取締役事業本部長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	齋藤（さいとう） 寿美子（すみこ） （1960年12月23日生）	1981年４月　三谷セキサン㈱入社 2007年９月　当社入社 2007年９月　当社管理部経理課長 2009年12月　当社管理部課長兼経営企画室課長 2017年３月　当社経営企画室室長 2018年８月　当社執行役員経営企画室長 2020年６月　当社取締役経営企画室長 2021年６月　当社取締役執行役員経営企画室長 2023年７月　当社取締役執行役員特命担当兼情報システム室長 2024年４月　当社取締役特命担当兼情報システム室長（現任）	―株
	（取締役候補者とした理由） 入社以来、経営管理及び経営企画の業務に従事し、管理部経理課長、経営企画室長等を経て、2024年４月からは取締役特命担当兼情報システム室長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の経営基盤の強化と更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	永田（ながた）　正（ただし） (1952年1月23日生)	1974年４月　京王電鉄㈱入社 2000年６月　同社関連事業部長 2002年６月　同社総合企画本部グループ事業部長 2003年６月　同社人事部長 2004年６月　同社取締役人事部長 2005年６月　同社取締役総合企画本部経営企画部長 2007年６月　同社常務取締役総合企画本部長 2009年６月　同社代表取締役社長 2015年６月　同社代表取締役会長兼社長 2016年６月　同社代表取締役会長 2022年５月　ウエルシアホールディングス㈱社外取締役（現任） 2022年６月　当社取締役（現任） 2022年６月　京王電鉄㈱相談役（現任） （重要な兼職の状況） ウエルシアホールディングス㈱社外取締役 京王電鉄㈱相談役	―株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 永田正氏は、長年に渡り京王電鉄㈱の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な業務経験と、会社経営全般に関する幅広い見識を有しております。これまでの企業統治や経営トップとしての経験・知識を活用し、客観的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社の取締役会機能強化に寄与していただくことに期待して、社外取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	荒ヶ田（あらけだ）　和也（かずや） （1957年５月11日生）	1980年４月　トリンプインターナショナルジャパン㈱入社 1986年12月　アサヒビール㈱入社 2005年９月　同社首都圏本部総合酒類副本部長 2006年９月　同社北海道統括支社長 2008年９月　同社東京支社長 2009年４月　同社東京支社長兼首都圏本部副本部長 2010年３月　同社執行役員東京支社長兼首都圏業務用統括本部副本部長 2011年４月　同社執行役員首都圏業務用統括本部本部長兼東京統括支社長 2011年９月　同社執行役員首都圏業務用統括本部本部長 2014年３月　同社常務執行役員首都圏統括本部長 2017年３月　同社専務執行役員首都圏業務用統括本部長 2018年３月　同社専務執行役員近畿圏統括本部長 2020年３月　同社専務執行役員営業本部副本部長 2021年４月　曲メ髙橋水産㈱顧問（現任） 2023年６月　当社取締役（現任）	―株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 荒ヶ田和也氏は、長年に渡りアサヒビール㈱において要職を歴任されており、豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。これまでの経験・知識を活用し、客観的・中立的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社の取締役会機能強化に寄与していただくことに期待して、社外取締役候補者とするものであります。		

（注）1. 上記の候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有している者は、次のとおりであります。
永田正氏は、当社の主要株主である京王電鉄株式会社の相談役を務めております。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 永田正氏並びに荒ヶ田和也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 永田正氏並びに荒ヶ田和也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 永田正氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
6. 荒ヶ田和也氏は、当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
7. 当社は、永田正氏並びに荒ヶ田和也氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。永田正氏並びに荒ヶ田和也氏の選任が承認された場合、当社は永田正、荒ヶ田和也の両氏との間で当該責任限定契約を更新する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は会社法第430条の３第１項に規定する保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2024年６月27日に更新する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の一層の充実を図ることを目的として、監査役１名を増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
渡辺（わたなべ）　登美男（とみお） (1964年２月24日生)	1990年８月　当社入社 2004年11月　当社ウカイリゾート店長 2007年２月　当社八王子うかい亭店長 2011年２月　当社洋食事業部副事業部長兼八王子うかい亭店長 2011年10月　当社営業本部洋食事業部長 2012年９月　当社執行役員洋食事業部長 2014年10月　当社執行役員営業戦略室長 2016年２月　当社執行役員物販事業部長 2017年３月　当社執行役員物販事業部長兼品質管理室長 2020年６月　当社取締役物販事業部長兼品質管理室長 2021年６月　当社取締役執行役員物販事業部長兼品質管理室長 2022年６月　当社取締役執行役員物販事業部長兼食品開発・製造部担当 2024年４月　当社取締役（現任）	2,400株
(監査役候補者とした理由) 入社以来、飲食店舗及び物販事業運営の業務に従事し、店長、洋食事業部長、営業戦略室長、物販事業部長兼品質管理室長等の要職を歴任しており、当社の組織、事業、業務プロセス等に精通しております。これまで培ってきた豊富な経験や知見を実効性の高い監査役監査に活かし、更なる経営の監視機能強化に資するものとして適切な人材であると判断し、監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 上記の候補者は、新任の監査役候補者であります。
2. 渡辺登美男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。渡辺登美男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。渡辺登美男氏の選任が承認された場合、同氏は会社法第430条の３第１項に規定する保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2024年６月27日に更新する予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2006年２月22日開催の臨時株主総会において年額３億80百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、年額１億円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年２万5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は６名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、５名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した

時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年５月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

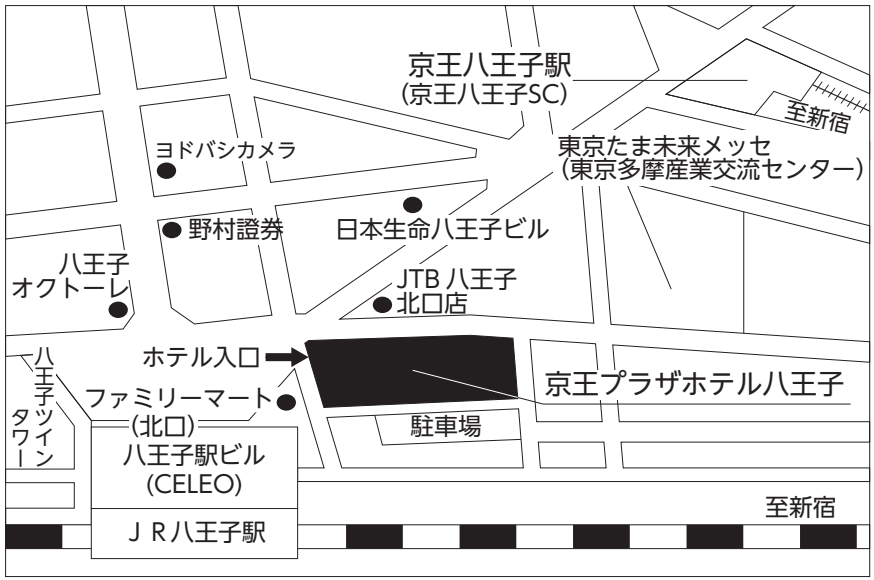
当社の監査役の報酬額は、1991年10月５日開催の第９回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、このたび監査体制の一層の充実を図るため監査役を１名増員すること等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を「年額50百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は３名でありますが、第３号議案を承認いただきますと、監査役の員数は４名となります。

以　上

株式会社うかい　株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子　５階「翔王」
東京都八王子市旭町14番１号
TEL　042（656）3111



●交通のご案内：JR八王子駅北口前、京王八王子駅中央口より徒歩３分

株主総会ご出席の株主様への**お土産品等の配布はございません。**
何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。